

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 16



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

○鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	規 則	(税 務 課 取 扱 い) 1
○鹿 児 島 県 税 事 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	訓 令	(税 務 課 取 扱 い) 8

規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 30 号

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 32 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 15 条 の 3 第 3 項 及 び 第 4 項 を 削 る。

第 16 条 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 及 び 第 55 条 の 4 第 3 項 」 及 び 「 及 び 第 55 条 の 4 第 4 項 」 を 削 り、

同表書類の種類の欄中 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を
 特 別 法 人 事 業 税 の 加 算 金 決 定 特 別 法 人 事 業 税 の 加 算 金 決 定
 地 方 法 人 特 別 税 」
 定 通 知 書 に、 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を
 特 別 法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 承 認 通 知 書 を 特 別 法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 承 認 通 知 書 を
 地 方 法 人 特 別 税 」
 書 に、 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を
 特 別 法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 不 承 認 通 知 書 を 特 別 法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 不 承 認 通 知 書 を
 地 方 法 人 特 別 税 」
 に、 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を 「 法 人 県 民 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書 を
 特 別 法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 取 消 通 知 書 を 特 別 法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 取 消 通 知 書 に 改 め
 地 方 法 人 特 別 税 」
 る。

第 16 条 の 4 第 3 項 及 び 第 4 項 を 削 る。

第 17 条 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 及 び 第 72 条 の 39 の 4 第 3 項 」 及 び 「 及 び 第 72 条 の 39 の 4 第 4 項 」

を 削 り、 同 表 書 類 の 種 類 の 欄 中 「 法 人 事 業 税 承 認 通 知 書 を 「 法 人 事 業 税 承 認 通 知 書 を
 特 別 法 人 事 業 税 申 告 期 限 延 長 不 承 認 通 知 書 を 特 別 法 人 事 業 税 申 告 期 限 延 長 不 承 認 通 知 書 を
 地 方 法 人 特 別 税 」
 「 法 人 事 業 税 申 告 期 限 延 長 承 認 通 知 書 に、 「 法 人 事 業 税 申 告 期 限 延 長 承 認 通 知 書 に、
 特 別 法 人 事 業 税 に 係 る 確 定 申 告 書 の 提 出

特別法人事業税 不承認 」 地方法人特別税

期限の延長処分等の通知書 を 「法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長処分等の特別法人事業税

」
「法人県民税
事業税の更正・決定通知書 を
特別法人事業税の加算金決定通知書 を
地方法人特別税

「法人県民税の更正・決定通知書 に、 「法人県民税
特別法人事業税の加算金決定通知書 に、 特別法人事業税徴収猶予承認通知書 を
地方法人特別税 」 地方法人特別税

「法人県民税 特別法人事業税徴収猶予承認通知書 に、 「法人県民税
特別法人事業税 特別法人事業税徴収猶予不承認通知書 を
地方法人特別税 」 地方法人特別税

「法人県民税 特別法人事業税徴収猶予不承認通知書 に、 「法人県民税
特別法人事業税 特別法人事業税徴収猶予取消通知書 を
地方法人特別税 」 地方法人特別税

「法人県民税 特別法人事業税の徴収猶予（期間延長）申請書
特別法人事業税 」 地方法人特別税

を 「法人事業税の徴収猶予（期間延長）申請書」に改める。
特別法人事業税

別記第 3 号様式（裏面）中「「法人事・特」と記載のあるものは「法人事業税及び地方法人特別税」を、「法事・特法」と記載のあるものは」を「「法事・特法」と記載のあるものは、」に改める。

別記第 7 号様式中

	特別法人事業税又は地方法人特別税	32
	法人事業税及び特別法人事業税 又は地方法人特別税	32

を

	特別法人事業税	32
	法人事業税及び特別法人事業税	32

に、

	法人県民税，法人事業税及び特別 法人事業税又は地方法人特別税	11
--	-----------------------------------	----

を

	法人県民税，法人事業税及び特 別法人事業税	11
--	--------------------------	----

に、

	自動車税種別割	24
--	---------	----

を

	自動車税種別割	24
--	---------	----

に、「又は地方法人特別税を含

む」を「を含む」に改める。

別記第12号様式（その1）一般（県外振込）用（表面）中

金 額	を	金 額	に、同様
ご 依 頼 人 住 所 ・ 氏 名		ご 依 頼 人 住 所 氏 名	

式（その1）一般（県外振込）用（裏面）中「御依頼人様から御提出いただき」を「ご依頼人様からご提出いただき」に、「「法人事・特」と記載のあるものは、「法人事業税及び地方法人特別税」を、」を削り、同様式（その2）中「特別法人事業税又は地方法人特別税用」を「特別法人事業税用」に改め、同様式（その2）法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は

地方法人特別税用（表面）中 「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税
地方法人特別税」領収証書を 「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税」に、

「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税
地方法人特別税」納付書を 「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税」に、 「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税
地方法人特別税」領収済通知書

「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税」を 「道府県民税
法人事業税
特別法人事業税」に、

「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別」を 「法人事業税・特別法人事業税」に、

「 税 」 「 」

「 特別法人事業税額又は地方法人特別税額 」 を 「 特別法人事業税額 」 に改める。

別記第13号様式(その2)中「特別法人事業税又は地方法人特別税額」を「特別法人事業税額」に改め、同様式(その2)法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別

税額(表面)中 「 法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税 」 を 「 法人事業税及び特別法人事業税 」 に改める。

別記第64号様式中 「 法人県民税の更正・決定通知書 」 を 「 法人県民税の更正・決定通知書 」 に改める。
特別法人事業税の加算金決定 特別法人事業税の加算金決定
地方法人特別税の加算金決定

通知書 に、「又は地方法人特別税に係る」を「に係る」に、

課 税 標 準 額	所 得 割		
	付 加 価 値 割		
	資 本 割		
	収 入 割		
分 割 基 準	本 県 分		
	総 数		
所 得 割 額			
付 加 価 値 割 額			
資 本 割 額			
収 入 割 額			
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額			

を

課 税 標 準 総 額	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業	所 得 割		
		付 加 価 値 割		
		資 本 割		
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業	収 入 割		
分 割 基 準	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業	所 得 割		
		付 加 価 値 割		
		資 本 割		
		収 入 割		
事 業 税 額		本 県 分		
		総 数		
		所 得 割 額		
		付 加 価 値 割 額		
	資 本 割 額			
	収 入 割 額			

に、

特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税		
---------------------------------	--	--

課 税 標 準 総 額	基 準 法 人 所 得 割 額		
	基 準 法 人 収 入 割 額		
所 得 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
収 入 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
仮 装 経 理 等 控 除 額			
差 引 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 差 引 地 方 法 人 特 別 税 額			
加 算 金	過 少 申 告 加 算 金		
	不 申 告 加 算 金		
	重 加 算 金		

を

特 別 法 人 事 業 税			
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業 の 所 得 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税	課 税 標 準 額		
	税 額		
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業 の 収 入 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税	課 税 標 準 額		
	税 額		
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業 の 収 入 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税	課 税 標 準 額		
	税 額		
仮 装 経 理 等 控 除 額			
差 引 特 別 法 人 事 業 税 額			
加 算 金	過 少 申 告 加 算 金		
	不 申 告 加 算 金		
	重 加 算 金		

に,

「 法 業 人 税 事 又 業 は 税 地 ・ 方 特 法 別 人 法 特 人 別 事 税 」 を 「 法 特 人 別 事 法 業 人 税 事 及 業 び 税 」 に、 「 差 引 事 業 税 額 及 び 差 引 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 差 引 地 方 法 人 特 別 税 額 」 を

「 差 引 法 人 事 業 税 額 及 び 差 引 特 別 法 人 事 業 税 額 」 に 改 め る。

「 法 人 県 民 税 事 業 税 」

「 法 人 県 民 税 」

別記第64号様式の2中 特別法人事業税 徴収猶予承認通知書 を 事業税徴収猶予 地方法人特別税 特別法人事業税

承認通知書 に、

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税			
所得割額又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額

を

法人事業税・特別法人事業税			
所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額

に改

める。

別記第64号様式の3中 法人事業税 県民税 特別法人事業税 徴収猶予不承認通知書 を 法人事業税 県民税 特別法人事業税 地方法人特別税

予不承認通知書 に、

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税			
所得割額又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額

を

法人事業税・特別法人事業税			
所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額

に改

める。

別記第64号様式の4中 法人事業税 県民税 特別法人事業税 徴収猶予取消通知書 を 法人事業税 県民税 特別法人事業税 地方法人特別税

取消通知書 に、

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税			
所得割額又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額

を

法人事業税・特別法人事業税			
所得割額又は特	付加価値割額	加算金額	延滞金額

に改

別 法 人 事 業 税 額			
---------------	--	--	--

める。

別記第66号様式中「連結区分」を「通算区分」に改める。

別記第67号様式中「法人事業税
特別法人事業税申告期限延長承認通知書」を「法人事業税申告期
地方法人特別税不承認」

限延長承認通知書」に改める。

別記第68号様式中「法人事業税
特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長処分等の通知書」を
地方法人特別税

「法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長処分等の通知書」に改め、「又は地方法
特別法人事業税人特別税」を削る。

別記第69号様式の2中「法人事業税
特別法人事業税の徴収猶予(期間延長)申請書」を「法人事業
地方法人特別税特別法人事業

税の徴収猶予(期間延長)申請書」に、「特別法人事業税額又
は地方法人特別税額」を

「特別法人事業税額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第16条の表書類の種類欄及び第17条の表書類の種類欄の改正規定並びに別記第3号様式、別記第7号様式、別記第12号様式、別記第13号様式、別記第64号様式から別記第64号様式の4まで、別記第67号様式、別記第68号様式及び別記第69号様式の2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(地方法人特別税に関する経過措置)

2 令和元年10月1日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)に規定する地方法人特別税については、改正前の鹿児島県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)第16条、第17条、別記第3号様式、別記第7号様式、別記第12号様式、別記第13号様式、別記第64号様式から別記第64号様式の4まで、別記第67号様式、別記第68号様式及び別記第69号様式の2の規定は、なおその効力を有する。

(県民税に関する経過措置)

3 この規則(附則第1項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の鹿児島県税条例施行規則(以下「新規則」という。)第15条の3及び第16条並びに別記第66号様式の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号)(以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日以前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日以前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日以前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定す

る連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 4 新規則第16条の4及び第17条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（旧様式の使用）

- 5 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第6号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税申告期限延長承認（不承認）通知書」を「法人事業税・特別法人事業税申告期限延長承認（不承認）通知書」に改め、同条第3項中「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長承認通知書」を「法人事業税・特別法人事業税の申告納付期限延長承認通知書」に改める。

第44条第1項中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税調定決議書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税調定決議書」に改め、同条第2項中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税のみならず申告のお知らせ」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税のみならず申告のお知らせ」に改める。

第44条の2第1項中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予承認通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税徴収猶予承認通知書」に、「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予不承認通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税徴収猶予不承認通知書」に改める。

第44条の4第2項中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予取消通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税徴収猶予取消通知書」に改める。

第141条第6項中「規定により」の次に「個人事業税、不動産取得税及び」を、「が収納した徴収金」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により自動車税種別割に係る徴収金の納付の委託を受けた者が納付した徴収金」を加え、「磁気テープ」を「光磁気ディスク又は光ディスク」に、「及び」を「並びに」に改める。

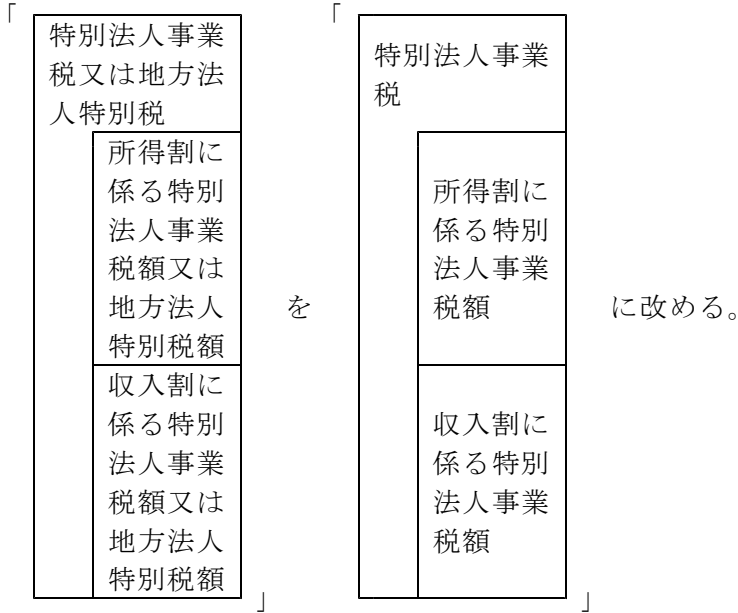
別記様式目次中「第50号様式 法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長承認通知書」を「第50号様式 法人事業税・特別法人事業税の申告納付期限延長承認通知書」に、「第54号様式 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税調定決議書」を「第54号様式 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税調定決議書」に、「第55号様式 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税のみならず申告のお知らせ」を「第55号様式 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税のみならず申告のお知らせ」に改める。

別記第50号様式中 「法 人 事 業 税
特別法人事業税の申告納付期限延長承認通知書 を 「法 人 事 業 税
地方法人特別税 の
特別法人事業税
」

申告納付期限延長承認通知書」に改める。

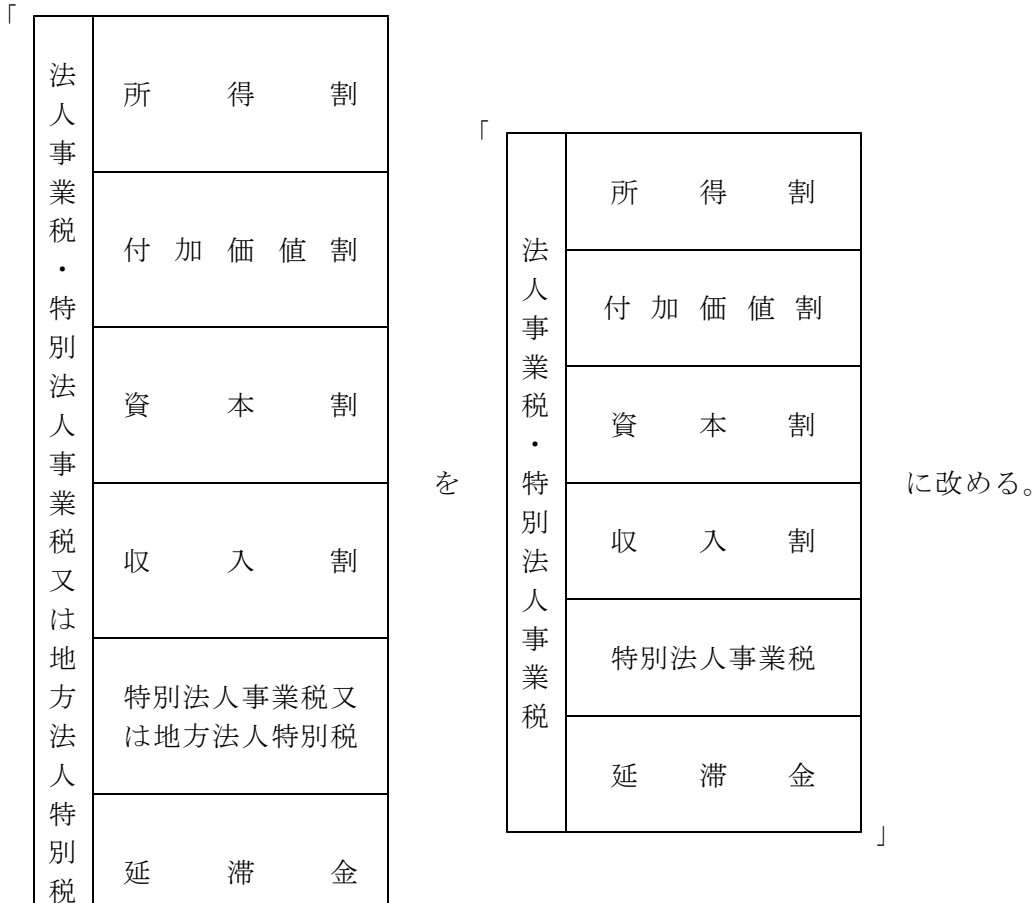
「 県 民 税

別記第54号様式中
 「 法 人 事 業 税 調 定 決 議 書 を 「 法 人 事 業 税 調 定 決 議 書 に、
 特別法人事業税 特別法人事業税
 地方法人特別税 特別法人事業税 」



別記第55号様式中
 「 法 人 事 業 税 の み な す 申 告 の お 知 ら せ を 「 法 人 事 業 税 の み な す
 特別法人事業税 特別法人事業税
 地方法人特別税 特別法人事業税 」

申告のお知らせ に、
 」



業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、旧訓令別記第56号様式の規定は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

- 5 新訓令別記第56号様式の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 6 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧訓令別記第56号様式の規定は、なおその効力を有する。
(旧様式の使用)
- 7 この訓令の施行の際現に旧訓令に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。